

下関市内体育施設に有料広告を掲出する者を募集するにあたり、  
下記のとおり公告する。

令和8年（2026年）3月2日

下関市長 前田 晋太郎

## 記

### 1. 募集する広告媒体

施設名 下関球場（下関市大字富任字小迫）

広告媒体 外野ラバーフェンス壁面 1 枠（配置図 2）

（1 枠：縦 1.5m × 横 8m）

内野ラバーフェンス壁面 1 セット（配置図 内 3）

※左右対称箇所（2 枠分）を 1 セットとする。

（1 枠：縦 2.3m × 横 8m）

※詳細は別紙 1 「仕様書」、別紙 2 「配置図」のとおり

### 2. 募集期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで

### 3. 応募条件

- （1）法人又は事業主であること（本社・本店所在地については下関市内外を問いません。）。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

- 律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するものでないこと。
  - (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当するものでないこと。
  - (7) 下関市から指名停止の措置を受けていないこと。

#### 4. 広告掲出について

##### (1) 広告掲出可能期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、広告掲出者が更新を希望する場合は、1年毎の更新を2回まで行うことができます。

- (2) 広告を掲出する際、原則として施設の加工はできません。
- (3) 広告掲出後の広告の維持管理は、掲出者が行ってください。
- (4) 広告掲出期間満了時又は許可が取り消されたときは、速やかに広告を撤去し、原状復旧をしてください。
- (5) 以下の広告は掲出することができません。
  - ① 3. 応募条件に反する法人又は事業主の広告
  - ② 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関する広告
  - ③ 法令等に違反する広告又は違反する恐れのある広告
  - ④ 下関市体育施設広告掲出要綱第3条「掲載広告の基本原則」に反する広告

#### 5. 広告料契約希望額

外野ラバーフェンス 1 枠：年額70,000円 以上

内野ラバーフェンス 1 セット(2 枠分)

：年額78,000円 以上

※消費税及び地方消費税は別途必要となります。

## 6. 応募手続き

### (1) 応募に必要な書類の配布期間及び場所

#### ① 配布期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月12日（木）までの期間で午前9時から午後5時まで（閉庁日は除く）。

#### ② 配布場所（担当課）

〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課

TEL (083) 231-2789

FAX (083) 231-2746

なお、本市ホームページからもダウンロード可能です。

### (2) 応募方法

① 令和8年3月13日（金）午後3時まで（必着）に、担当課へ応募申込書（様式第1号）、見積書（様式第2号）を持参又は郵送（書留に限る）にて提出してください。なお、複数箇所の広告掲出を希望する場合は、広告掲出場所毎に見積書（様式第2号）をご提出ください。

② この募集に関して、ご質問がある場合は、任意書式にて担当課にFAXで行ってください。

③ 現地見学を希望される場合は、担当課へ事前に電話でご連絡をお願いします。

※ 書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使うことができません。

## 7. 広告予定掲出者の決定方法

(1) 広告掲出場所毎に、本市希望額以上でかつ、最も高い見積り金額を記載した者が広告掲出予定者となります。

(2) 同じ広告掲出場所において、本市希望額以上でかつ、同額の見積りをした者が2者以上あるときは、くじにより広告掲出予定

者を決定します。なお、その場合は、別途ご連絡いたします。

- (3) 広告掲出予定者は令和8年3月13日(金)以降に決定し、応募者には、順次書面にて結果を通知します。

#### 8. 広告掲出予定者決定後の流れ

- (1) 広告の掲出にあたり、本市と契約を締結します。
- (2) 広告掲出者予定者は、掲出する広告案を事前に本市に提出をし、承認を得たうえで、広告を製作してください。
- (3) 掲出する広告が決定した後、本市が指定する期限までに「広告物掲出許可申請書」を提出してください。広告の施工時期につきましては、施設管理者と協議のうえ、お知らせします。
- (4) 広告料は、本市が発行する納付書により、本市が指定する期日までに納付してください。

#### 9. 費用負担について

以下の費用については、応募者、広告掲出予定者または広告掲出者の負担となります。

- (1) 応募に係る費用
- (2) 契約に係る費用
- (3) 掲出広告の作成・設置に係る費用
- (4) 掲出広告の維持管理費用
- (5) 広告掲出期間満了後又は、許可取り消しの際に原状復旧費用

#### 10. 広告掲出予定者の決定又は使用許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告掲出予定者としての決定又は使用許可を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、本市が指定する期日までに広告掲出に係る手続きに応じなかった場合。
- (2) 広告掲出予定者が、3. 応募条件を満たさなくなった場合。
- (3) 本市に対して必要な報告をせず、又は偽の報告をした場合。